

9月10日～16日は「自殺予防週間」です かけがえのない大切な命を守るために

◎自殺の現状と「自殺対策強化月間」について

日本では年間3万人以上の方々が自らの意志で「命」を絶っています。宮崎県の自殺死亡率は、全国的に高い位置にあり、平成25年は全国で9番目に高い数字となっています。その中で、西都市でも8名の方が亡くなっています。

自殺の動機として最も多いのは健康問題であることも明らかになっていますが、その他にも経済上の問題や家庭問題、職場関係の悩みなどがあり、その背景はさまざまです。

◎知っておいてください 自殺のサイン *自殺予防10箇条*

- ① うつ症状に気を付ける
(気分が沈む、自分を責める、仕事が手につかない)
- ② 原因不明の身体の不調が長引く(不眠、食欲不振、疲労感など)
- ③ 酒量が増す
- ④ 安全や健康が保てない(治療を中断する、自暴自棄になる)
- ⑤ 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- ⑥ 職場や家庭でサポートが得られない
- ⑦ 本人にとって価値あるものを失う(職、地位、家族、財産)
- ⑧ 重症の身体の病気にかかる
- ⑨ 自殺を口にする
- ⑩ 自殺未遂におよぶ

早期発見・治療が、大切な人の命を守ります。

自殺は中高年世代に多く、日本では50歳代後半の男性の自殺率が高くなっていますが、近年は30歳代や未成年者の自殺も増加傾向にあります。

◎私たちができること

自殺を考える人は、「死ぬしかない」と視野が狭まっていたり、「孤立している」と感じています。

- 自殺者を一人でも減らすために、あなたができること、それは・・・
- 《 気づき 》 家族や仲間の変化に気づいて、声をかけましょう。
 - 《 傾 聴 》 本人の気持ちを尊重し、耳を傾けましょう。
 - 《 つなぎ 》 早めに専門家に相談するよう促しましょう。
 - 《 見守り 》 温かく寄り添いながら、じっくりと見守りましょう。

「こころの健康と自殺予防展」を行います。

こころの健康を保つための方法やこころの病気を理解すること、また「命」の大切さなどに関するポスターや遺族の思いが語られているパネルの展示、パンフレットの配布を行います。ぜひお立ち寄りください。

- 期間 : 9月9日(火)～19日(金) 8時30分～17時15分
- 場所 : 西都市役所市民課前ロビー

左記のような状態が続いている・・・それは、もしかしたら心の病気や自殺のサインかもしれません。できるだけ早く専門機関に相談してください。

相談窓口等情報サイト 「みやざきこころ青^{あおてい}Tねっと」

<http://www.m-aot.net>

他人事と考えず、ぜひ一緒に「命」について考えてみませんか？

(文書取扱：健康管理課健康推進係 43-1146)

9月は健康増進普及月間です

一人一人が生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙などの生活習慣の改善の重要性について理解を深め、できることから健康づくりに取り組みましょう。

《平成26年度統一標語》

1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ
～健康寿命の延伸～

《メタボリックシンドロームを予防・解消しましょう》

メタボリックシンドロームとは、肥満、なかでもお腹まわりに脂肪がつく「内臓脂肪型肥満」の人が、脂質異常や高血圧、高血糖のいずれか2つ以上をあわせ持っている状態です。食べすぎや運動不足などの悪い生活習慣から起こるものですが、早期の段階ではほとんど自覚症状がないため、静かに進行していきます。そのまま放置しておくと、動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中といった命に関わる病気につながります。

●食生活を改善しよう

- ・腹八分目を心がける
- ・よく噛んで食べる
- ・バランスよく食べる
- ・就寝3時間前までには食事をすませる
- ・1日3食食べる

●身体活動を増やそう

- ・乗り物をひかえ、歩くようにする
- ・掃除、洗濯などの家事をしっかりとる
- ・テレビを見ながら体操する
- ・時間を決めて散歩する

●気軽に楽しくできる運動をしよう

- ・筋力トレーニング（腹筋・スクワット・腕立て伏せ）
- ・有酸素運動（ウォーキング・自転車・水泳）
- ・ストレッチング

●お酒の適量を守ろう

- ・週に2日は休肝日を設け、肝臓をいたわろう
- （適量の目安）日本酒：1合
- 焼酎：1合、ビール：中ビン1本

●禁煙・節煙しよう

- 特定健診・がん検診を受けよう

（文書取扱：健康管理課）

9月10日は全国下水道の日

「げすいどう みずのみらいを まもるみち」

期間：9月1日～9月10日

下水道は、河川、湖沼、海など公共用水域の水質汚濁防止の重要な役割を果たしております。また住民の皆様へ安全で快適な生活を送っていただくために必要不可欠なものです。そこで全国一斉に9月10日を「全国下水道の日」と定め、住民の皆様へ下水道事業に対するご理解とご協力をお願いいたしております。期間中は水洗化促進の啓発、下水道に関する相談を承りますので、お気軽に市役所上下水道課下水道工務係まで、ご相談ください。

【相談先】上下水道課 下水道工務係 43-1326

（文書取扱：上下水道課）

宅内排水工事のお願いと依頼について

下水道が整備され、お住まいの地域が下水道を利用できる区域になりますと、汲み取り便所は3年以内に水洗便所に改造し、浄化槽の場合はすみやかに下水道に接続する排水設備工事を行わなければならないことになっています。

まだ宅内排水設備工事の終わっていない方、特に3年を経過した区域の方は、お早めに西都市下水道排水設備等指定工事店にお申し出ください。

【お問い合わせ先】上下水道課 下水道工務係 43-1326

（文書取扱：上下水道課）

平成27年度からの事業所ごみについて

事業所のみなさまへ、大切なお知らせです

事業所から出るごみは「事業系廃棄物」といわれ、営利・非営利を問わず「すべての事業活動で発生するごみ」のことをいいます。つまり、飲食店や事務所、個人商店のほか、学校や公民館、病院、社会福祉施設などから発生するごみも「事業系廃棄物」となります。

この事業系廃棄物の処理には、法律および市条例において、次のような「事業者の責務」が義務付けられています。

- 自らの責任において適正に処理すること
- 再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること
- 廃棄物の適正処理や減量について、国や地方公共団体の施策に協力すること

つまり、事業所から出るごみは、自己責任において適正に処理しなければならず、家庭系一般廃棄物(通常のごみ)のごみ収集には出せないこととなります。

事業所から出るごみについては「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに分別し、次のいずれかの方法で処理をお願いします。

- ①資源物を分別し、ごみの減量に努め、自己処理する。
- ②許可業者に依頼する

資源物の分別(特に紙類)は必要です。分別は業者によって若干の違いがあります。依頼先の業者にお尋ねください。

※一般廃棄物収集運搬業許可業者については、下記の一覧を確認してください。(市HPにて確認できます。)

※産業廃棄物の処理については、(社)宮崎県産業廃棄物協会 0985(26)6881 にお問い合わせください。

現在、市のごみ収集(市指定袋使用)でごみを出している事業所においては、平成27年4月までに許可業者での収集に切り替えてください。

これに伴い、平成27年度より事業所のみが使用しているごみ集積所は廃止となりますので、ご注意ください。

※事業所ごみ回収可能許可業者一覧

◎フジグリーン(有)	0983(44)5975
◎(株)山崎紙源センター	0985(24)2551
◎(有)茶臼原造園	0983(42)2688
◎(株)真栄	0983(42)6608
◎(有)クリーンクリエイト	0983(33)5755

平成26年度「西都市住宅新築リフォーム支援事業」のご案内

市内在住の方または転入予定の方が「市内の施工者」に工事を発注して木造住宅の新築工事や現在お住まいの住宅のリフォーム工事を行う場合にその経費の一部を西都商工会議所ギフト券等で助成する制度です。

住宅新築リフォーム支援事業に関する申請書様式及びチラシが商工観光課にありますのでお気軽にお尋ねください。

ただし、「平成24年度以降に西都市住宅新築リフォーム支援事業の助成をすでに受けられた方」や「着工後の申請」は助成対象となりません。

●助成額

- ①新築工事・・・50万円（転入者・・・50万円加算）加算分はギフト券で交付
- ②リフォーム工事・・・10万円を限度 対象工事費の25%（千円未満端数切り捨て）全額ギフト券で交付

●対象となる要件

- ①工事経費 新築・・・1,000万円以上 リフォーム・・・20万円以上
- ②延床面積 新築・・・100㎡以上（併用住宅は居住部分の延床面積が100㎡以上）
- ③持ち家で自己の居住の用に供し市内に所在する住宅またはその予定（店舗・事務所等との併用住宅等は居住部分に係る工事のみ対象）
※転入者は過去3年間市内に住所がなく、かつ助成後5年以上居住する者
- ④施工者が市内に本社または本店を有する法人または市内に住民登録のある個人
- ⑤市税等を完納している
- ⑥住宅等が申請者本人名義
- ⑦リフォーム・・・平成27年3月31日までに工事を完了し実績報告書を提出
- ⑧市が助成金の交付を決定する日以前に着工していない
- ⑨国、県および市よりこの事業と同様の助成を受けていない

●対象となる工事

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| ①屋根の葺替え、塗装又は外壁の補修等の外装工事 | ②壁紙の張替え、間取りの変更、床又は天井等の内装工事 |
| ③防音又は断熱化工事 | ④建具、畳、ふすま、窓ガラス又はサッシ工事 |
| ⑤住宅バルコニー等の設置又は補修工事 | ⑥バリアフリー化工事 |
| ⑦台所、浴室又はトイレ等の改修工事 | ⑧倉庫又は車庫等の改修工事 |
| ⑨門扉又はブロック塀等の改修工事 | ⑩増床工事 |

●交付申請受付および問い合わせ先

随時、商工観光課商工振興係（43-3222）にて受付しています。

（文書取扱：商工観光課）

西都市木造住宅耐震化促進事業補助金

木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を補助しています。

◇西都市木造住宅耐震診断事業補助金について

1. 補助対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- 主たる用途が住宅
- 2階建て以下

2. 補助対象者

市内にある補助対象住宅の所有者で、市税等を滞納していない者

3. 調査方法

外壁や屋根の状態を外側から調査します。室内では間取り、壁の配置及び仕上げ、また、屋根裏や床下から壁の下地や筋かいの状況、基礎の状態を目視で調査しますので、内外装材をはがしたりすることはありません。

4. 診断方法

「一般診断法」

※大地震による住宅倒壊の可能性の有無について診断するものです。

※県に登録された木造住宅耐震診断士が行います。

5. 補助金の額（1件につき）

区分	耐震診断費用	補助金額
一般住宅（一戸建て）	60,000円	54,000円
共同住宅（長屋・アパート）	120,000円	108,000円

※宮崎県建築住宅センターの助成金（一律6,000円）もありますのでご利用ください。

6. 平成26年度の申請期間

申請締切：平成27年1月30日（金）

※平成27年2月27日（金）までに完了報告（実績報告）を出せる方

◇西都市木造住宅耐震改修事業補助金について

この事業における耐震改修とは、耐震診断の結果、大地震の際倒壊する可能性があるとして判定された住宅を、安全な構造となる建物にするため耐震補強設計に基づいて行う補強工事です。

1. 補助対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- 主たる用途が住宅
- 2階建て以下
- 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの
- 耐震補強設計により、上部構造評点が1.0以上になるもの

2. 補助対象者

市内にある補助対象住宅の所有者で、市税等を滞納していない者

3. 補助対象経費

補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用

※増改築及びリフォームに要する費用は含みません。

4. 補助金の額

【上部構造評点が0.7未満の場合】

補助対象経費の2分の1以内の額（上限75万円）

【上部構造評点が0.7以上、1.0未満の場合】

補助対象経費の3分の1以内の額（上限50万円）

5. 平成26年度の申請期間

申請締切：平成26年12月19日（金）

※平成27年2月27日（金）までに完了報告（実績報告）を出せる方

（申請・お問い合わせ先：建築住宅課建築係 32-1014）

（文書取扱：建築住宅課）

救急車の適正利用にご協力を

平成25年中における救急業務の実施状況は、救急出動件数が1,378件で、うち1,278人を医療機関へ搬送しています。

これは、1日平均の出動件数が3.7件となり、西都市民31,697人（平成25年4月1日現在）の約25人に1人が救急隊によって搬送されたこととなります。

近年、打撲や切り傷など明らかに緊急性が低いと思われる救急要請も少なくなく、また、タクシーなど交通機関代わりに利用するケースが見受けられます。

不適正な救急車の利用は、緊急性があり本当に救急車を必要としている人に対し適切な救命処置等が遅れて、救える命が救えなくなる心配があります。

緊急性があり本当に救急車が必要なときは、ためらわずに救急車を呼んでください。

今一度、救急車の正しい利用について考えてみましょう。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

救急要請（119番通報）のポイント

※あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

1 救急であることを伝える

2 救急車に来てほしい住所を伝える

※住所や施設名及び目標となる場所を伝える

3 いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのかをわかる範囲で伝える

4 通報している人の氏名と連絡先を伝える

※救急車適正利用に関するホームページ

総務省消防庁 http://www.fdma.go.jp/html/life/kyuukyusya_manual/

政府インターネットテレビ <http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg8401.html>

※夜間や休日などに診察してくれる病院をお探しの場合

みやざき医療ナビ <http://www.e-navi.pref.miyazaki.lg.jp/>

【問い合わせ】消防本部 43-3003

（文書取扱：消防本部警防課）

『西都市プレミアム商品券』 使用期限について

6月26日より発行しました『西都市プレミアム商品券』の使用期限は平成26年9月30日（火）までとなっております。

期限を過ぎますとご使用できませんのでご注意ください。
お早めのご利用をお願いします。

また、参加店の皆様は、お手持ちの商品券は早めに関係書類を添えて西都商工会議所までお持ちください。

参加店の換金期限は平成26年10月15日（水）までです。

期限を過ぎますと換金できません！ご注意ください。

【問い合わせ】西都商工会議所 43-2111

（文書取扱：商工観光課）

生きがい交流施設新築工事に伴う平助地区多目的広場の一部利用制限についてのお知らせ

今年度実施する生きがい交流施設新築工事に伴い、平助地区多目的広場を工事車両・現場事務所・資材置きなどのために一部占有することとなります。

近隣住民及び利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、ご協力のほどよろしく申し上げます。

- 工事期間 平成26年8月末～平成27年2月27日（金）
- 工事場所 西都市妻町（平助地区多目的広場）
- 問い合わせ先 商工観光課 まちづくり推進係 43-1321

（文書取扱：商工観光課）

農業用廃プラスチックデポジットの有効期限について

農業用廃プラスチックのデポジット制度は、農協または一部の販売店においてビニール等の農業用プラスチック製品を購入する際に、事前に処理費を上乗せして徴収している制度です。

農家の皆様におかれましては、このデポジット制度によりビニール等の適切な処理を行っていただいているところですが、中にはデポジットを全く使われずに残ったままになっている方も見受けられます。

なお、このデポジットは10年間利用が無い場合は、失効することになっています。

つきましては、以下の項目に該当される方、ご不明な点等がある方は事務局までご連絡ください。

- ① 使用済ビニール等を、知人等に譲渡された方
- ② 以前農業をしていたが、離農された方
- ③ 経営主が変更になった方（例：死亡、後継者に経営委譲など）

（文書取扱：西都市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会[事務局：西都市農政課 園芸特産係] 43-0382）

農業用廃プラスチック収集曜日の変更について

現在、農業用廃プラスチック（ビニール・ポリ）は、童子丸および三財集積所において月曜日に収集していますが、平成26年10月から収集曜日が【水曜日】に変更となりますので、お知らせします。

なお、持込可能時間は従来どおり午前9時～午後4時までで、変更ありません。

（文書取扱：西都市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会[事務局：西都市農政課 園芸特産係] 43-0382）

「緑の募金」に協力をお願いします

西都市みどり推進会議では、地球温暖化防止をはじめとした課題に向けて、環境の緑化や森林の整備及びみどりの少年団の育成等を推進するために毎年「緑の募金」へのご協力をお願いしております。

本年度は地区の区長さん、班長さんを通じて9月1日から10月31日の間に実施いたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、昨年度の西都市みどり推進会議における「緑の募金」を活用した主な活動実績は次のとおりです。

苗木無料配布(産業まつり・西都花まつり)	336,000円
みどりの少年団育成	290,994円
公共施設等への緑化苗木等交付	185,850円
木製ベンチ交付	155,610円
一ッ瀬川及び小丸川上流域の森林整備	105,000円

一部の行政区につきましては、既に今年度の募金をいただいております。ご協力いただいた皆様に、厚くお礼を申し上げます。

（文書取扱：西都市みどり推進会議事務局[西都市 農地林政課内]
32-1013）

敬老祝い金の支給について

高齢者の方の長寿を祝福し敬老の意を表するため、敬老事業として対象者に下記のとおりお祝い金を支給します。

1. 対象者

- ①平成26年8月1日現在（基準日）までに西都市内に1年以上在住し、住民登録されている方
- ②平成26年4月1日から平成27年3月31日までに77歳・88歳になられる方及び100歳以上の方

※該当者 ○喜寿(77歳) 昭和12年4月1日～昭和13年3月31日生
○米寿(88歳) 大正15年4月1日～昭和2年3月31日生
○100歳以上 大正4年3月31日以前にお生まれの方

2. 支給方法

77歳・88歳の方に対しては通知を行い各地区館や市民会館等で9月下旬に支給します。100歳以上の方については訪問し支給します。

3. お祝い金

- ・最高年齢者 : 5万円
- ・100歳以上 : 3万円
- ・米寿(88歳) : 1万円
- ・喜寿(77歳) : 5千円

（文書取扱：福祉事務所高齢者福祉係 43-0376）

日ごろから災害に備えましょう

常日頃より災害に備えての取り組みをお願いします。災害時においての対応等についてお知らせします。

六回目は、避難にあたっての注意点を説明します。

○避難時はブレーカーや電源をオフに

アイロンや電気ストーブなどの電源が入ったままになっていると、電気が復旧した時に火災の原因となる可能性があるためです。

熱を発する機器類は、電源プラグを抜いてから避難しましょう。

○オストメイトの方は

オストメイト対応トイレのある静和園、幸楽荘、とのこおり荘、並木の里に避難してください。

○避難が困難な場合

屋外へ移動することが危険な場合には、屋内での待避等の屋内における安全確保措置をとる。

例えば、水害時は2階以上、土砂災害は山側の反対の場所へ緊急的に一時退避する。避難所に行くことだけが、避難ではありません。

○事故防止の観点から

台風や大雨の際の外出や田畑の見回り、屋根など屋外の高所に上がることを極力控えることや、河川には近づかないようにしましょう。

また、冠水した道路を自動車でする避難するのは、大変危険なので絶対にしないでください。

(文書取扱・お問い合わせ先：危機管理課 43-0380)

西都市提携

「ろうきん教育ローン」のご案内

義務教育終了後の教育に必要な学資に対し、市と九州ろうきんとの提携による西都市教育資金融資制度がありますので、是非ご利用ください。

- 融資要件 下記要件を全て満たす方
 - ・西都市内に居住している方
 - ・お子様等が、高等学校、専門学校、短大、大学等へ入学の決定した方、又は在学している方
 - ・教育資金の返還を終えるときの年齢が65歳未満で、税込年収900万円以下の償還能力を有する方
 - ・市税等を滞納していない方

※融資の決定については、「九州ろうきん」の審査有。
- 融資金額 300万円以内（10万円単位）
- 返済期間 10年以内（最長4年の元金据置期間を含む）
- 金利 年利1.35%（固定金利） ※別途保証料が必要
- 返済方法 元利均等返済方式（在学期間は元金据置返済も可）
- 保証 日本労働者信用基金協会による保証
※原則、保証人・担保は不要です。
- 準備する物 在学証明書又は入学が決定したことを証明できるもの、運転免許証、健康保険証、源泉徴収票（収入がわかる書類）、市税完納証明書

【問合せ・申込先】九州ろうきん西都支店 43-1212

(文書取扱：商工観光課)

浄化槽設置に係る補助金について

西都市内において浄化槽（合併処理浄化槽）を設置される方に補助金制度があります。

対象となる区域や建物などは以下のとおりです。

対象区域：次に掲げる①②以外の区域

①公共下水道認可・計画区域

②農業集落排水施設整備事業計画区域

※具体的な地区についてはお問い合わせください

補助対象となる家屋：延床面積の2分の1以上が居住に使われる家屋
（別荘を除く）

補助対象金額： 5人槽（332,000円）
7人槽（414,000円）
10人槽（548,000円）

※平成26年度より単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する際、既設の単独浄化槽を撤去する場合は上記金額に9万円を上限とし上乗せして補助します。

その他：平成27年3月31日までに浄化槽の設置工事が完了すること

【お問い合わせ先】 西都市生活環境課 43-3485

（文書取扱：生活環境課）

浄化槽の維持管理はお済みですか

浄化槽の維持管理については、以下の3つの義務があります。

①清掃

浄化槽内にたまった汚泥などの除去や機器類の清掃など行ってください。

西都市の許可を受けた業者に依頼してください。

②保守点検

浄化槽が正しく働くために、機器の点検や補修、水質検査や消毒液の補充等を行ってください。

宮崎県知事の登録を受けた業者に依頼してください。

③法定検査

浄化槽の清掃と保守点検がきちんと行われ、浄化槽が正しく機能しているかの確認を行ってください。

宮崎県知事指定の業者に依頼してください。

【お問い合わせ先】 高鍋保健所 22-1330
西都市生活環境課 43-3485

（文書取扱：生活環境課）

「市民提案型まちづくり事業補助金」について ～市民によるまちづくりをサポートします～

市では、「市民協働のまちづくり」の考えのもと、市民活動団体等を新たな公共の担い手として位置付け、市民活動団体等が自主的・自発的に企画して市のまちづくりのために行う事業に対し、経費の一部を補助し支援を行います。

その様な事業等の実施を考えておられる市民活動団体等で興味をお持ちになった団体等は、市民協働推進課市民協働推進係にお問い合わせください。

また、市のホームページにも情報を掲載していますのでご確認ください。

○補助金名：「市民提案型まちづくり事業補助金」

○補助の区分と内容：

(1) 初期活動サポートコース

市民活動団体等が市のために公益的な活動を開始するため、または、設立5年以内の市民団体等がその団体等の運営を軌道に乗せるために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の90%以内で30万円以下
(2回目は27万円以下、3回目は24万円以下)

(2) 西都づくりサポートコース

市民活動団体等が企画して、西都市のまちづくり（地域の課題解決、イベントを含む。）のために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の80%以内で50万円以下
(2回目は45万円以下、3回目は40万円以下)

○申請期間：12月1日（月）まで

※ 補助金の交付状況により変更する場合があります。

※ この補助金は、申請内容の審査会を行い、交付の可否が決定されます。

<問い合わせ先> 市民協働推進課 43-1204

(文書取扱：市民協働推進課)

講師の派遣を行います～男女共同参画社会を目指して～

西都市では、家庭・職場・地域などのさまざまな場において、だれもが対等な立場で個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざし、講演会等を希望される団体に講師の派遣を行っています。これからの地域づくりや、暮らしを取り巻くさまざまな問題について、男女共同参画の視点で学んでみませんか。

講師は、宮崎県男女共同参画センター登録講師の方々をはじめ、ご希望があればご相談ください。

是非、ご利用ください。

○派遣条件： 各種団体・子ども会・地区公民館・学校関係などの団体で参加希望者が20名以上

○申込期間： 平成27年2月27日まで

○申 込 先： 市民協働推進課 43-1204

(文書取扱：市民協働推進課)

市統計書「数字でみる西都」を 販売しています

市統計書「数字でみる西都 平成26年版」を発刊しています。これは西都市の姿を統計的にまとめたものです。

市役所内総合政策課（本庁舎3階）にて、1冊100円で販売しています。

手軽に利用していただけるよう小型版に編集しておりますので、ぜひ、市政のハンドブックとしてご活用ください。

◎「数字でみる西都」は西都市ホームページにも掲載しています。

【お問合せ】総合政策課 情報政策係 32-1011

(文書取扱：総合政策課)

『子ども会活動』を公開します

市内の各子ども会では、それぞれ子どもたちが話し合いや各種体験を行いながら、仲よく活動をしています。

西都市教育委員会・西都市子ども会育成連絡協議会では、子ども会活動の普及と定着の一環として、また地域の皆さんにも子ども会活動に関心を持っていただき、地域の子どもたちをこれからも見守っていただくために、子ども会活動を公開しています。

平成26年度は以下の子ども会が公開いたしますので、お近くの方はぜひご覧ください。

小学校区	市指定公開				校区指定公開			
	子ども会	公開日	時間	会場	子ども会	公開日	時間	会場
妻北小	稚児ヶ池2	11月15日	19:00～	西都市公民館	稚児ヶ池1	11月8日	19:00～	西都市公民館
	石貫1	10月11日	19:00～	石貫公民館	本町・山桜	10月19日	9:00～	市民文化ホール
妻南小	右松町・水神町	10月4日	19:00～	西都市公民館	清水	10月12日	18:00～	清水公民館
	田中	12月13日	18:00～	西都市公民館				
穂北小	千田	11月22日	19:00～	千田公民館				
茶臼原小	天心	11月30日	13:30～	石井記念友愛園 食堂				
三納小	すいせん	11月1日	19:00～	九流水公民館	はつらつ	11月29日	14:00～	宮の下公民館
都於郡小	坂の下・青山・ 霧島・中村	9月27日	15:00～	都於郡地区館				

※ 日時につきましては、都合上変更になる場合もございます。

問い合わせ先 社会教育課 TEL：43-3479
(主管 西都市教育委員会・西都市子ども会育成連絡協議会)

(文書取扱：社会教育課)

建設産業合同就職説明会の開催について

建設産業に特化した合同就職説明会を開催します。来春高校卒業予定の方、求職活動中の方、転職をお考えの方など、どなたでもご参加いただけます。経験は問いません。保護者もご参加いただけます。

【日時】9月22日（月）14:00～16:00 【場所】宮崎観光ホテル 東館2F

【問合せ】建設技能労働者確保事業推進委員会 〒880-0867 宮崎市瀬頭2-4-12 TEL:0985-27-5854 FAX:0985-27-5874

※同時開催 建設のしごとセミナー 13:00～14:00

『壁に挑み続ける！』黒木賢太郎さん（宮崎市、左官）（第51回技能五輪全国大会左官部門優勝）

（文書取扱：建築住宅課）

西都市働く婦人の家講座のお知らせ

西都市働く婦人の家（パオ2階）で開催する下記講座の参加者を募集します。市内にお住まいか、勤務先のある方ならどなたでも参加できます。

講座名	初回日	学習曜日と時間帯	回数	定員	内 容	
かわいい キャラ弁	9月20日	毎月 第3土曜	13:30～ 16:00	5	10	お子さんの遠足や運動会などで、かわいいキャラ弁づくりにチャレンジしてみませんか？見た目だけでなく、食育を意識した子どものお弁当に最適です。前回講座では、サンタとトナカイのお弁当から始まり、食パンを使ったカレーパンマンや、リラックマなどのかわいいキャラクターを用いたお弁当を作りました♪ ※材料費 700円/回 ※エプロン・三角巾・おかずをつめるカップ、ピック等・お米1合をお持ちください。

- ◎ 申込先 働く婦人の家の窓口で直接か、往復はがきでお申込ください。
往復はがきの場合は、必要事項をご記入の上「〒881-0012 西都市小野崎 1丁目66番地 西都市働く婦人の家」までご応募ください。
※往復はがきの裏面に①講座名 ②氏名（フリガナ）③住所 ④電話番号 ⑤年齢 ⑥区分（女性勤労者、主婦、その他、男性のいずれか）をご記入下さい。 ※返信はがきの裏面には何も記入しないでください。
- ◎ 受付期間 9月1日（月）～9月16日（火）※郵送の場合は当日消印有効
- ◎ 受付時間 月曜～金曜：午前9時30分～午後8時まで、土曜：午前9時30分～午後4時まで（日曜・祝日は休館日）
- ◎ 受講料 無料。ただし4回以上の講座につき、友の会費200円を頂いております。またテキスト代・材料費は自己負担とさせていただきます。
- ◎ 問合せ 西都市働く婦人の家 32-6300 ※定員に達しない時は開講できない場合あり。定員を超えた場合は事務局による抽選です。

（文書取扱：商工観光課）

ITソリューションセミナー パソコン講座（エクセル・ワード講座） 受講者募集

受講料テキスト代 無料

企業が求めるパソコン操作技能を2日間の短期集中講座で修得しませんか。パソコンの基本操作が可能な方を対象に、パソコン（OS）の基本から、エクセルの基礎・応用や実際のプレゼンテーション技法までマスターします。

- 【期 間】10月17日(金)～18日(土)
【時 間】9:30～16:30（昼食時間12:30～13:30）
【会 場】西都市中央公民館2階 視聴覚室及び会議室
【講 師】株式会社宮崎県ソフトウェアセンター
【受講資格】西都市内の求職中の方、及び在職中で転職希望の方。
【定 員】15名程度
【申込方法】所定の申込書に必要事項をご記入後、下記の事務局まで郵送
FAX又はご持参ください。申込書については、事務局または市役所の各支所で配布しております。
【申込期間】10月10日（金）まで
※ご持参の場合は、月曜から金曜までの午前9時～午後5時まで（祝日を除く）

<お申し込み・お問い合わせ先>

西都市地域雇用創造協議会事務局（担当：山崎）

（西都市聖陵町2-1 西都市観光協会2階）

TEL：43-4586（直通）FAX：41-1559（観光協会経由）

Eメール：yamasaki@saitokoyo.jp Web：http://www.saitokoyo.jp/

（文書取扱：商工観光課）

西都市公民館講座 受講生募集

●大人のための西都学講座～青年教室

西都のことをもっと知りたい！もっと良くしたい！と思っている方、仲間とともにテーマを探り学びませんか。

日程：10月2日、16日、11月6日、20日、12月4日

第1・3木曜日 全5回

時間：19時30分～21時30分

場所：西都市公民館 作法室

対象：18歳以上の西都市在住または在勤の方 20名

内容：西都市の歴史・経済・行政を探り学びます。

備考：10月2日（木）の開講式にはぜひ参加してください。

※締め切りは9月24日（水）です。

●男の一品料理講座

料理に興味のある方、また腕に磨きをかけたい方を募集します。

男性ならではの一品を作ってみませんか？

日程：10月15日、11月19日、12月17日、1月21日、2月18日、3月18日

毎月第3水曜日 全5回

時間：19時30分～21時30分

場所：西都市公民館 調理室

対象：18歳以上の西都市在住または在勤の初心者の方 16名

内容：料理の基礎から応用まで

備考：毎回内容に応じて材料費が必要となります。

※締め切りは10月7日（火）です。

【申込方法】社会教育課へ電話でお申込みください。

受付時間は平日の8時30分から17時までです。

（祝日や土日は受付できません。）

社会教育課：43-3479（直通）

※どちらの講座も応募者多数の場合は抽選といたします。

（文書取扱：社会教育課 成人教育係 43-3479）

『第13回さいと地場産業市』 フリーマーケット出店者募集について

西都市地場産業振興協議会では、西都の豊かな自然に育まれた農林水産物及び地場産品のPRのため、「第13回さいと地場産業市」を10月18日(土)、19日(日)に開催します。

つきましては、当日、フリーマーケットに出店していただける方を募集します。出店したい方は、**9月19日(金)の午後5時まで**に事務局までお申し込みください。

1. 出店日時 10月18日(土)～19日(日) 午前10時～午後4時

2. 会場 西都原ガイダンスセンターこのはな館

3. 内容

- 出店料 500円(10月18日に集金します。)
- 出店面積 6平方メートル(間口3m×奥行2m) / 区画
- 募集店舗数 15店舗程度
- その他
 - ・出店物の内容は古着や古本などのリサイクルを目的としたもの、または加工されていない野菜や果物などに限ります。加工された食品については出品できませんのでご注意ください。
 - ・フリーマーケット出店者のテントはありません。
 - ・敷物は各自準備ください。

※申込後、出店物等の書類審査を行い、出店者を決定します。

4. 申込・問い合わせ先 西都市地場産業振興協議会事務局
(西都商工会議所内 43-2111)

(文書取扱：商工観光課)

『サウンドスクエア11』出演団体募集

西都市民会館では、今年度も『サウンドスクエア』を開催します。下記の要領で出演団体を募集いたします。各ジャンルにおいて活動されている方々のご応募をお待ちしています。

【事業名】 西都市民会館自主文化事業『サウンドスクエア11』

【開催日】 12月21日(日)

【日時】 12:00 開場 / 12:30 開演

【内容】 バンド、ソロ、ユニット、ダンスユニット、
その他パフォーマー

【参加資格】 西都市在住、もしくは西都市勤務・通学のメンバーが1人以上いること。

【申込書】 申込用紙は西都市民会館のホームページよりダウンロードしてプリントして下さい。

【申込方法】 西都市民会館のホームページよりダウンロード、プリントして、必要事項を記入の上、書類とバンドは音源でCDまたはMD、ダンスユニットは映像でDVD(本番で公演予定の1曲程度)を、その他パフォーマーは映像でDVDを提出してください。

提出先は西都市民会館窓口です。

【応募締切】 9月30日(火) 17:00

※月曜日は休館日となります。

【備考】 応募多数の場合出演団体を選考する形をとります。なお結果は後日ご連絡いたします。個人の複数団体掛け持ちの出演は失格とします。出演することになる団体のリハーサルは前日に行わせていただきます。

【主催】 西都市民会館・サウンドスクエア実行委員会

【お問合せ】 西都市民会館 43-5048

(文書取扱：社会教育課)

『第26回西都市総合文化祭 芸能大会』 出場者募集

西都市総合文化祭芸能大会を開催します。市民や文化活動、趣味、サークルなどで活動されている方で、市民会館ステージで日頃の練習の成果を発表して自己の感性を磨き、他の方との共感をはぐくんでみたいと思っておられる皆さん、そして、感動や興奮喜び等を体験してみたい方は、次のように募集しますので出場してみませんか。お待ちしております。

1. 申込方法：西都市民会館にある申請書（参加調書）に必要な事項を書いて提出及び条件して下さい。
実行委員会開催時に代表者または、代理人が出席して下さい。
西都市民が中心の団体であること。
2. 提出締切：9月20日（土）17時まで（市民会館へ）
3. 出場種目：舞踊、民謡、詩吟、フラダンス、楽器演奏（ロックバンドは除く）、太極拳等芸能大会にふさわしいもの。（大人に限ります）
4. 日時：11月3日（祝日） 12時30分開演
5. 主催：西都市・西都市教育委員会
6. 会場：西都市民会館
7. 協力：西都市総合文化祭芸能大会実行委員会
8. 後援：西都市文化連盟／西都市美術協会／宮崎日日新聞社／NHK宮崎放送局／MR T宮崎放送／UMKテレビ宮崎／宮崎ケーブルテレビ

連絡先：西都市民会館 TEL・FAX 43-5048

（文書取扱：社会教育課）

県立産業技術専門校入校試験募集案内

県の産業界を担う中核的技能者を養成する県立産業技術専門校の入校試験を下記のとおり行います。専門の知識や技能を身につけることができ、県内外の多数の企業から求人のある就職率100%の公共職業能力開発校です。

募集人員	木造建築科 20名（うち推薦5名程度） 構造物鉄工科 20名（うち推薦5名程度） 電気設備科 20名（うち推薦5名程度） 建築設備科 20名（うち推薦5名程度）
訓練期間	2年間（平成27年4月から平成29年3月まで）
募集対象者	高等学校卒業者（予定者）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者（平成27年4月1日現在で満18歳以上の者） ※推薦選考試験は、推薦選考資格に該当する者
推薦入校募集期間 推薦入校試験 合格発表	平成26年 9月 5日（金曜）～ 9月25日（木曜） 平成26年10月 3日（金曜） 平成26年10月10日（金曜）
一般入校募集期間 一般入校試験 合格発表	平成26年10月 7日（火曜）～10月27日（月曜） 平成26年11月 4日（火曜） 平成26年11月11日（火曜）
提出書類	入校願書、履歴書、調査書（進学用全国高等学校統一用紙）又は卒業証明書
入校試験手数料	2,200円
問合せ・提出先	〒881-0003 西都市大字右松362-1 県立産業技術専門校 42-6501

（文書取扱：商工観光課）

西都市観光協会臨時職員募集について

西都市観光協会は、下記の職種について募集します。

- 【職 種】 臨時職員
- 【勤務時間】 午前8時30分～午後5時15分
- 【休 日】 土、日曜、祝日
(但し催事イベント等で休日出勤もあります)
- 【募集人員】 1名
- 【業務内容】 パソコン等による西都市の観光情報発信等
- 【賃 金】 日額5,700円
- 【福利厚生】 社会保険(健康保険、厚生年金)・労災・雇用保険あり
- 【募集期間】 平成26年9月1日(月)～9月30日(火)
- 【受付時間】 午前9時～午後5時(平日のみ)
- 【受付場所】 西都市観光協会(市庁舎北側駐車場横)
- 【応募資格】 西都市在住の健康な方でパソコン(ワード、エクセル)の操作可能な方及びマニュアル車の運転のできる方、また市税に滞納がない方
- 【応募方法】 写真を貼付した履歴書及び職務経歴書を添えて期間内に西都市観光協会まで直接持参してください。
尚、郵送の場合は9月30日までの消印、簡易書留で送付ください。
- 【雇用期間】 平成26年11月1日～平成27年3月31日
※更新することもあります。
- 【採用方法】 面接による選考
- 【問合せ先】 西都市観光協会 西都市聖陵町1丁目88番地
41-1557

(文書取扱：商工観光課)

放課後児童クラブ指導員の募集について

都於郡児童クラブの指導員を募集します。

- 募集職種 … 放課後児童クラブ指導員
- 業務内容 … 放課後児童クラブ内で小学校低学年(小学1年生から小学3年生)の健全育成に資する活動を行う。
- 募集人員 … 都於郡児童クラブ 1名
- 募集期間 … 9月1日(月)～19日(金)
8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)
- 勤務時間 … 授業のある日 下校時 ～ 18時
授業のない日 7時30分 ～ 18時
ただし、週29時間以内とし、授業のない日については勤務時間が変更になることがあります。
- 雇用期間 … 6ヶ月以内(更新することもあります。)
- 賃 金 … 時給 755円
- 資 格 … 保育士、幼稚園教諭、小中高教諭のいずれかの資格を有している方
- 福利厚生 … 労災・雇用保険、有給休暇制度有り
- 申込手続 … 市販の履歴書に必要事項を自筆し、必ず写真を添付の上、資格証の写しと一緒に提出してください。
- 申込場所 … 西都市役所 福祉事務所 児童福祉係
- そ の 他 … 採用された場合、雇用期間中は原則として許可がないと他の仕事をすることはできません。

【問い合わせ先】 西都市福祉事務所児童福祉係 43-0376

(文書取扱：福祉事務所)

法務局・人権擁護委員による 『人権・なやみごと相談所』を開設します

家庭内の問題(夫婦・親子、結婚・離婚、相続など)や、隣近所とのもめごと、いじめ、体罰などの問題に関するご相談をお受けします。相談は無料で秘密厳守になっておりますので、お気軽においでください。

- 日 時 9月16日(火)
午前10時から午後3時まで
- 場 所 市役所南庁舎1階
- 相談員 ・人権擁護委員 松尾 清實 委員
・人権擁護委員 黒木 いく代 委員

その他関係機関でも、面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
人権相談ナビダイヤル	0570-003-110	全国統一ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付システム

- パソコンから(大人・子ども共通)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(文書取扱：市民協働推進課)

西都市地域子育て支援センターつばさ館

平成26年 9月号

☆子育て支援センターは、主に家庭で子育てをしているお母様方とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です!!(利用料は無料です)

＜9月の行事予定＞

- 1日(月) 製作「ぶどうを作ろう」 ～5日 ※随時
2日(火) 給食試食会 ※予約制 (1食300円)
8日(月) 敬老の日・プレゼント作り ～12日 ※随時
10日(水) おでかけ支援・にこにこ広場(パオ) AM10:30～
11日(木) 誕生会(9月生まれ) AM10:30～
17日(水) アタッチメントベビーマッサージ ※予約制
(参加費:500円 オイル代込み) AM10:30～
18日(木) おでかけ支援(生きがい交流広場) AM10:30～
19日(金) 給食試食会 ※予約制 (1食300円)
24日(水) おでかけ支援・にこにこ広場(パオ) AM10:30～
25日(木) なかよしランド ※予約制 AM10:30～
26日(金) リトミック AM10:30～
30日(火) 親子クッキング「おやき」作り AM10:30頃～

◆支援センターつばさ館概要(駐車場は横にあります)

- 【住所】 西都市白馬町3番地(こどもの家保育園敷地内)
【連絡先】 TEL:43-1049 FAX:43-1079
【利用時間】 月曜～金曜9:00～15:00 土曜9:00～12:00(育児相談可)
【子育て相談】 電話・来園・訪問でのご相談をお受けします。(随時)
【一時保育】 料金・時間は1時間単位でのお預かりになります。
詳しいお問い合わせはお電話ください。
(・1時間→350円 ・4時間→1000円です)
【育児情報誌】 毎月1回 活動内容の情報発信(つばさ館便り)
【育児講座】 年数回開催

(文書取扱：福祉事務所)

自転車イベント「九州地域自転車競技大会」開催に伴う交通規制のお知らせ

平成26年9月23日(火・祝)に自転車イベント「九州地域自転車競技大会」を西都原御陵墓周回コース(3.8Km)を利用して開催いたします。大会開催にあたりまして西都原公園内道路の交通規制を実施いたします。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



9月23日大会当日、上記時間帯で交通規制を行いますので、ご了承ください。上記時間帯は、西都原考古博物館への車での乗り入れが出来ません。博物館にご来館の方は係員の指示に従い、徒歩(ガイダンスセンターこのはな館より約10分)でお越しください。

問合せ先 商工観光課まちづくり推進係
TEL 0983-43-3222 FAX 0983-43-2067